

令和3年9月28日

広島県商工会連合会会長 様
各商工会議所会頭 様
広島県中小企業家同友会筆頭代表理事 様
広島県中小企業団体中央会会長 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長
広島県知事 湯崎 英彦

「緊急事態措置終了後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」への
協力要請及び感染防止対策の徹底について（依頼）

令和3年9月28日、本県を対象とした緊急事態宣言は、9月30日をもって解除されることが決定されたところですが、本県の現時点における感染状況はステージⅡで、一部の市町については、新規報告者数の動向などを見た場合、比較的高い水準にあり、継続的な感染が認められます。

このため、10月1日以降は、感染状況を踏まえて対策を段階的に緩和していくこととし、10月14日まで、別紙のとおり「緊急事態措置終了後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」に取り組むこととしました。

つきましては、各事業者におかれましては、「緊急事態措置終了後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」に基づき、感染拡大防止対策の徹底に引き続き取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、上記の内容について、貴団体の構成員の皆様に周知してください。

[出勤者数削減の取組状況の公表・登録についてのお願い]

テレワーク等による出勤者数削減の取組状況については、自社ホームページ等への掲載や経済産業省の公表サイトへの登録をお願いしております。

登録に際して不明な点があれば、下記担当課にお問い合わせください。

広島県ホームページ 出勤者数の削減に関する取組内容の公表について

URL：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/252/shukkin-sakugen.html>

担当：商工労働局商工労働総務課 新型コロナウイルス感染症対策担当
電話：(082)513-3311 (082) 513-2846

(出勤者数削減の取組状況の公表・登録)

商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課 (082) 513-3340